2　法第五十二条第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあっては様式第五（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合にあっては様式第五（二）によるものとする。

（法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるもの）

第十一条　法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法国等」という。）（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二　特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三　特定重要設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四　届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合

五　特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

（新設）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　第一条第一号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　信号相互間、信号とその進路内の転てつ器相互間その他これらに類する相互間を連鎖させる装置を遠隔制御する情報（ロ及びニにおいて「制御情報」という。）の作成の用に供するサーバー

ロ　制御情報の伝達の用に供する電気通信回線

ハ　オペレーティングシステム

ニ　制御情報を作成する機能を有するプログラム

二　第一条第二号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　現在地等の情報の作成の用に供するサーバー

ロ　現在地等の情報を作成する機能を有するプログラム

三　第一条第三号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　船内における貨物の配置計画の作成の用に供するサーバー

ロ　船内における貨物の配置計画の作成の用に供するソフトウェア

（新設）